

令和5年6月13日 生活環境委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 日域 究

副委員長 和田 芳弘

委員 賀屋 幸治、藤川 和弘、原田 孝徳、北地 範久、細川 雅子、  
寺岡 公章

○欠席委員 なし

○日域委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に改めて、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願いを申し上げますとともに、再質問等の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁をするときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思います。

発言する際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第50号大竹市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。説明が長くなる場合は、座って説明いただいて構いません。

部長。

○中村市民生活部長 おはようございます。

補足説明は特にございませので、よろしくお願いたします。

○日域委員長 それでは、これより、本件に対する質疑を受けたいと思います。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

北地委員。

○北地委員 おはようございます。それでは、よろしくお願いたします。

スマートフォンの絡みになるんですけども、言葉のあやというのか、そういうのがあるのかも分かりませんが、概要と提案理由等には、スマートフォン（移動端末設備）というのがあるんですけども、これ端末設備というのがスマートフォンしかないのかどうか、そのあたりの言葉の定義があるのかどうかということと、こういう類いのものに、私はあまり機械に詳しくないんですけど、タブレットとかそういうものがあると思うんですけども、そういうのも使えるというふうに聞いているんですけども、そのあたりはどうなのかなというのをお願いします。

それと附則のほうになるんですけども、この条例は規則で定める日から施行するということになってるんですけども、ただし、その云々かんぬんがありまして、後の証明書等についてはこの条例の公布の日から施行すると、ちょっとずれがあるんですけども、これ同時にできないのかなというのが疑問であって、昨今いろいろなマイナンバーカードでトラブルが発生してますが、そういったことに関連して、そういうずれが出てきとるのか、そのあたりをお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 市民税務課戸籍住民係長の富田です。

それでは、北地委員の御質問にお答えいたします。

まず、スマートフォン（移動端末設備）の搭載ということで、タブレット等は使えないのかというような形での御質問かと思えます。

今回の法改正によりまして、まず、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードと同等の機能を持ったスマートフォン用の電子証明書を御自身のスマートフォンに搭載することができるようになります。

このスマホ用電子証明書の利用申請及び登録ができるスマートフォンについては、現在のところ、Androidの端末に限られておりまして、対応しているスマートフォンの機種の一覧がマイナポータルのほうにも掲載されているんですが、どうやら全てスマートフォンに限られておりますようで、タブレットなどは対象外となっているようです。

また、Android端末に限られておるということで、iPhoneはどうかということなんですが、iPhoneのほうも現在は利用ができない状況になっておりまして、対応時期のほうも未定となっております。

続きまして、施行日を2段階に分けていることについての御質問ですけれども、まず、法の施行日である令和5年5月11日から、マイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書というものを使って、スマホ用電子証明書を自分のスマートフォンに搭載するサービスが始まっています。

これによりまして、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでさまざまなマイナンバーカード関連サービスの利用や申し込みができるようになります。

今回、提出の印鑑条例の一部改正議案につきましては、スマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンを用いて、コンビニ交付サービスにより、印鑑登録証明書の交付申請ができるようにということで必要な改正をしようとするものです。

しかしながら、このスマートフォンによるコンビニ交付サービスそのものが、現時点で

開始しておりません。年内中の開始に向けて、証明書交付センターのシステム改修等を検討しているとのことから、地方公共団体情報システム機構、J-LISというところになるんですけども、そちらから正式なサービス開始日が改めて示されるということになっています。

このような状況から、本市におけるスマートフォンによる印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス、それを開始するための施行日を今、定めることができません。そのため地方公共団体情報システム機構から改めて示されるサービス開始日に基づいて、規則によって、別途施行日を定めようとしているところでございます。

なお、法そのものは先ほど申し上げましたとおり、令和5年5月11日に施行されておりますので、文言の整理に係る規定につきましては、本条例の公布日と同時に施行するものとしてしました。

なお、マイナンバーカードのトラブルと関連があるのかということなんですけれども、一部の自治体でコンビニ交付サービスにおいて、他人の証明書が誤交付される事案が発生していますけれども、これは特定の証明用の発行サーバで発生したものでありまして、本市が利用している証明発行サーバとは異なっております。よって、本市においてはこのような誤交付は発生しておりませんし、今回の施行日をずらすということについての関連性はございません。

以上でございます。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。懇切丁寧な説明でよく分かりました。

それで、今、Androidのスマートフォンしか使えないという御説明でしたけども、概要のほうの改正の理由の4行目には、スマートフォン等と入ってるんですけども、この等とは一体何になるのかをお願いいたします。

それと、公布と同時に施行できない、規則が定められないということですが、それは昨今のトラブルとは全く関係なく、システムがまだ追いついてないため遅れているという理解でよろしいですね。はい、分かりました。

では、1点目の等をお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 スマートフォン等というところの等の部分なんですけれども、今、こちらのほうが持ち合わせている情報もスマートフォンのみの一覧表しかないんですが、iPhoneを今後利用できるようにするというような説明はありますので、iPhone、iPadだとか、その辺、将来的にはタブレット等も含まれてくることにはなると思うんですが、ただ、こういった1機種について1つの認証しかできませんので、個人利用するという意味からいきますと、汎用性の高いタブレットというものになりますと、なかなか多くの方が1台について、そういった重要な証明書等を入れるということができませんので、恐らくは、ちょっとその辺の機能がちゃんと1人1台というところが限定されたものという機種ということにはなるかと思うんですけども、今のところは、そういうような情報しかございません。お願いいたします。

○北地委員 ありがとうございます。

○日域委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第51号大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○中村市民生活部長 補足説明は特にございませんので、よろしくお願いたします。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑に入ります。本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

藤川委員。

○藤川委員 すみません、お願いいたします。

議案第51号、まず、(1)のほうです。電動キックボード等を対象として、特定小型原動機付自転車を追加とあります。幾つかちょっと聞かせてほしいんですが、まず、この特定小型原動機付自転車、ヘルメットの規制ですね、歩道・車道の走行についての規制。時速6キロメートル未満なら歩道を走れるとか、よく耳にするんですが、これは大丈夫なのか。

あと、保険等ですね、自賠責保険、税金の取り扱いなど、教えてください。

○日域委員長 係長。

○住田市民税務課副参事兼収税係長事務取扱 市民税務課副参事収税係長の住田と申します。

御質問のありましたヘルメットの規制ですが、現行法では着用の義務となっておりますが、改正後は、努力義務というふうになってきます。

それともう1つの自賠責保険についてですが、現在も保険のほうは加入義務があります

が、こちらのほうも、改正後も自賠責保険のほうには加入義務ということになっております。

それと、軽自動車税になるんですけども、こちらのほうは年額になります、2,000円というふうになります。

あと、走行規制についての御質問がございましたが、車道については制限速度がございまして、こちらのほうが、構造的に最高速度で時速20キロメートルを超えないというものが該当するというようになっておりまして、走行中は緑色の最高速度表示灯が常時ついていているということになっております。

また、歩道についてですが、同じく構造上、最高速度が時速6キロメートルまでというものが歩道を走れるんですけども、こちらのほうは、切替スイッチが取り付けられていることが基準になっております。走れる歩道というのが、自転車等及び歩行者等の専用の標識の設置がある歩道については走行ができるというふうになっております。

また、走行中については、歩道を走る場合は、緑色のランプが、ずっと点滅しているというような構造になっていることも規定されております。

以上でございます。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。緑色というのが、ちょっと全然よく分からなかったところなんです、多分緑色というのは、そのキックボードについてある緑色のランプのことなんですかね。それもちょっと聞きたかったのと、ちょっといろいろ聞きたいことがあるので、これって、3回ですよ。ちょっとついでに、聞かせてもらうんですけど、この区分ですよ、例えば自転車の区分に入るのか、原動機付自転車のほうに入るのか。保険は入らないといけない、自賠責は入らなくてはいけない、じゃあ、原付だろうとは思いますが、でも、ヘルメットは努力義務、じゃあ、自転車ではないかと、何かそういうふうな思いがあるんですけど、そのちょっと区分ですかね、ちょっと分かりやすく言っていただければ。

○日域委員長 係長。

○住田市民税務課副参事兼収税係長事務取扱 緑色というのがですね、キックボードのほうに構造的に前と後ろにランプがついているというような構造になっているということになります。

キックボードについてなんです、こちらのほうは車両という扱いになりますので、原動機付自転車の中に、この特定小型原動機付自転車という区分が新設されたというような形になっております。この中で、その大きさであるとか、動力の出力というのがこういうものですというものが定められております。その規格が、長さが190センチメートル以下、幅が60センチメートル以下、最高速度が時速20キロメートル以下で、動力についてですが、電動の動力機で、出力が0.6キロワット以下というふうな形になっております。あわせて、車両ですので、ブレーキなどの保安設備、こちらのほうも備わっているものというものが決まっております。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。よく分かりました。原動機付自転車、でも何となく分かりました。

じゃあ、自転車の扱いになるというのもありましたけど、自転車の扱いになると、免許証は要るんでしょうか。年齢制限というのが、もしあるのか。子供たちも、もし自転車扱いになるんだったら要らないのかなと思ったりもしたんですが、教えてください。

○日域委員長 係長。

○住田市民税務課副参事兼収税係長事務取扱 こちらのほうは、道路交通法の絡みになるんですが、免許のほうは不要ということになっております。

年齢制限なんですけど、16歳未満は運転できないという規定になっております。以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

北地委員。

○北地委員 変わったものが出てまいりましたけども、電動キックボード、ちょっと調べてみますと、乗って走るやつですよ。ああいうのが代表的に出とったんですけども、この概要のほうには、電動キックボード等を対象とするという、等がまた出とるんですけども、この等というのは、ほかにどんな形があるのか。ちょっとその辺があれば、教えていただきたいと思います。

それと、その次のバス事業者のほうになるんですけども、バス事業者が一定の要件を満たしたとあるんですけども、例えば、大竹市のこいこいバス、こういった事業者には一応なるとは思うんですけども、こういうのは対象になるのかどうか、その辺を教えてください。

○日域委員長 係長。

○住田市民税務課副参事兼収税係長事務取扱 今、現状で電動キックボードと呼ばれるもののほかにあるのかどうかということなんですけども、現状としては具体的に例示するものが見当たらないというのが実態となっております。

したがって、この特定小型原動機付自転車の基準の大きさであるとか、動力の出力の範囲内のもので、性能等の確認認定というのが取れば、こちらの特定小型原動機付自転車という扱いになるかと思えます。

メーカーのほうの開発等のこともあろうかと思いますが、今後は、例えば座って運転できるというようなものも出てくる可能性はあろうかと思えます。

以上です。

○日域委員長 係長。

○小野市民税務課課長補佐兼固定資産税係長 市民税務課固定資産税係長の小野と申します。

先ほどの北地委員の御質問ですが、このEVバスの特例につきましては、この特例が該当するためには、一般乗合旅客自動車運送事業者という、道路運送法という法律に基づいた認可を受けた事業者が道路運送高度化計画というのを作成しまして、それを市を經由して国土交通大臣に認定を受けないといけなくて、それをクリアすれば、EVバスを導入するために、EVバスそのものは自動車税がかかる資産になるので、固定資産税における償

却資産には該当しなくて、この特例については、充電設備や充電のために使う土地なんかも該当になるというところの制度なんですけど、御質問にありました、こいこいバスのようにコミュニティーバスに関しては、大竹市内の大竹栗谷線とか坂上線の路線バスと違って、こいこいバスは、車両は市の所有というふうに聞いてますので、ちょっとその辺が、こいこいバスが該当になるのかという御質問に関して、ちょっと私も引っかけたので、中国運輸局のほうにこの道路運送高度化計画の認定というのを受けないといけないので、その高度化計画の対象になり得るのかというふうに、質問をちょっとしてみたところ、お返事が返ってきまして、EVバスは市の所有として取得したもので、充電設備などを民間の事業者のほうで道路運送高度化計画というのをちゃんと立てて、それに盛り込まれてる設備を設備投資した場合は該当になるというところなので、実際にこれが該当になるかどうかというたら、また、ほかの要素も審査に含まれると思うので、これをもって必ず該当になるとは、ちょっと言えないかもしれないんですけど、一般論的には、こいこいバスなんかのバスについても該当になりそうなところの回答をいただきました。以上でございます。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

電動キックボードのことは、トータルな将来を見込んで、この等が入っているというふうに解釈いたします。現状では、今調べたところに出てくるような形のタイプのものだというふうに理解いたしました。

それから、現状では、こいこいバスは、ちょっと難しいと、計画はないということですよ。だから、現状では難しいんだと。それでそういう計画を立てて、いろんな資格を取れば、ならないことはないというような認識ですね。

こいこいバスはそうなんですけど、路線バス、いわゆる大竹栗谷線とか、そういったやつも同じことなんですかね、要は。ちょっとそこだけ1点、お願いします。

○日域委員長 係長。

○小野市民税務課課長補佐兼固定資産税係長 坂上線や大竹栗谷線においても、同じように認可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が道路運送高度化計画を策定しないといけないということは一緒なんで、ほぼ同じようなハードルではないかなと思われま。

以上でございます。

○北地委員 ありがとうございます。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 すいません、事前通告をしておりませんでした、今の御答弁でちょっともう1回確認したいと思うんですが、さらっと聞いたものですから、今のEVの充電設備の減税の部分ですけど、EVの設備がありますよね、大きさはどのぐらいか、ちょっと分からないんですけど、プラス充電するために車はどうしても駐めないといけませんよね。その車を駐める面積も今回の条例の対象になるということなのか、その車を駐めるというのは、1つの充電器について1台という理解でいいのかわかるか、すみません、もう一度お願いし

ます。

○日域委員長 係長。

○小野市民税務課課長補佐兼固定資産税係長 細川議員の御質問ですが、そうですね、おっしゃったとおり、もちろん駐車スペース等というのは充電に直接使用する部分に限ると、国の資料なんかを見ても思われるんですけど、充電スペースも該当になります。償却資産につきましても、充電器だけではなくて変電設備なんかも該当になったりもしますので、もしそういったEVを活用するようなことがあれば、そういったものも該当になると思います。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第55号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

上下水道局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございませんが、説明員が前に出る間、少々お待ちいただければと思います。

○日域委員長 それでは、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

細川委員。

○細川委員 それでは、2点ほど事前にお知らせしておりますので、よろしく申し上げます。

まず、小方排水区雨水函渠整備工事についてでございます。

本会議場での説明では、何か予定していたところに大きな岩があって、その処理に非常にお金もかかって工事が大変になるといった御説明でした。

この小方排水区のほうは整備が終わったら、それに続いて、あと、港町のほうのポンプ場が撤去されて、あそこがとても使いやすくなって、小方のまちづくりには非常に期待を



持てる場所なんですけれども、想定外の大きな岩とかがあったということで、それがポンプ場の工事に影響があるのではないかとというのが、ちょっと心配になるところでありますが、それについて上下水道局のほうの今のお考えをお聞かせください。

もう1点は、大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事の、これ入札が11月に不落、3月に不調だったということだったんですけど、当初の予算よりも随分今回の補正が大きくなってるとというのが、ちょっと気になります。これは、主にどのようなのが原因だったのか教えてください。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 工務課長、中司です。

小方排水区雨水函渠整備工事でございますけども、この工事は、黒川とか、小方一丁目地区の雨水排水を市役所横の小方潮遊池に排水するためのボックスカルバートを、現在、国土交通省が施工しております岩国大竹道路の改築工事にあわせて、国道2号の上り線側に函渠を埋設していくという工事でございます。

この函渠の流末部分、一番下流部分になりますけども、これは国道2号を横断する雨水排水函渠に接続をするという計画になってます。

この国道2号の横断部分の排水函渠については、岩国大竹道路整備に関連をして、国土交通省が施工するというふうになってます。ただ、この敷設箇所には岩盤が出てきて、非常に固い、掘ることができないんだというようなことで、工法の変更など設計の見直しに時間を要しております、当初計画していたよりは遅れております。

市が施工しております小方地区の雨水排水函渠ですけども、この国土交通省が施工します国道2号の横断函渠、これに接続するようになっていきますので、国交省の工事が完了しないと、市の雨水函渠が接続できない、水を流すところがないということになります。

国土交通省からは、国道2号横断部の函渠敷設工事を今年度中には着手する見込みというふうに伺っております、国道2号横断の函渠に接続することになります市の工事、小方地区の雨水排水函渠整備工事については、国土交通省の施工箇所、この進捗状況を見ながら、引き続いて、施工ができるように準備をしていきたいというふうに考えております。

御質問の港町の雨水排水ポンプ場の廃止・撤去ですけども、これは管理をしております土木課のほうで施工するということになりますけども、ポンプ場の撤去というのは市の施工する小方雨水函渠の整備工事全線が完了して、それまでは港町ポンプ場側に流れていた雨水排水が小方潮遊池側に流れるようになってからでないと、ポンプ場も撤去できないということになります。

時期ですけども、国道2号を横断する函渠、これは土質の問題であるとか、工事に伴って国道2号を横断する工事になりますので、工事も簡単ではないと思います。あと、市のほうも予算とか交付金の確保など、不明確な点もありまして、雨水排水函渠の整備工事がいつ完了するか、ちょっと現時点で明言できる状況にはございません。

工事は、国土交通省施工の国道2号の横断函渠、次に、市施工の小方地区の雨水排水函渠の整備、この後に、港町雨水排水ポンプ場の廃止・撤去、こういった順番になります。市としては、関連をする整備工事の進捗状況を見ながら、引き続いて工事が進められるよ

うに、予算の確保、工事に向けた準備を行っていきたいというふうに考えてます。

次に、2点目のし尿等前処理施設の整備費、すごく補正予算額が大きいという話でございますけども、し尿等の前受け施設の建設工事のうち、土木建築工事、これはくいを打ったりとか、基礎工事をやったりとか、建物工事なんですけども、これを令和4年度中の工事着手に向けて設計とか、入札準備を行ってきたところなんですけども、先ほどお話ありましたとおり、昨年度の11月と3月に工事入札を行ったんですけども、いずれも不調・不落、応札者がいないとか、入札予定価格に対して入札額が高いということで契約できておりません。

今年度に入って、新年度単価等で再度積算を行うとともに、より広く業者に入札の参加ができるようにちょっと条件を緩和して、6月に再度の入札に向けて、事務を行っているところなんですけども、これまでの2回の入札状況を見てみると、ちょっとなかなか落札者が出てくるのは難しいのかなというふうに考えております。

これまでの入札では、応札者がいても、予定価格と入札額に大きな開きがあって、工事契約に至らないという状況です。昨今の建設業界もそうなんですけども、人手不足とか、資機材等の高騰によって、公共が行う積算額が、現在の建設業界の実態に合っていない状況になっているのではないかなというふうに考えておまして、これらの原因を踏まえ、より実態に合った積算の見直しが必要であると判断しております。

実態に即した適正な予定価格を設定するため、見積りの活用など市場における最新の実勢価格を反映するというのも1つの方法でございまして、こういったことを踏まえまして、今回の補正額ということになってます。

既存のし尿施設については老朽化が著しく、施設建設を先延ばしにできる状況にない、早期に新施設の建設に着手する必要があると判断しておまして、再度、積算額の見直しを行って、事業進捗が図られるように、今回予算の補正をするものでございます。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

小方排水区については国の工事にあわせてということなので、今日午後から国交省の皆さんがお見えになるようですので、議会からもしっかりお願いしておかないといけないところかなとは思いますが、せっかく土木の関係の皆様がいらっしゃるんですけど、もし、お答えいただけるようであれば、港町のポンプ場に向けて、何かもう今から準備していて、もうすぐにでも小方排水区のほうができたら、もうすぐにでもできますよみたいな状態に準備をさせていただいているのかどうかあたりを少し教えていただければ安心材料になりますので、お願いいたします。

あと、し尿処理場ですけれども、ちょっとスケジュール感が私はよく分からなくなってるんですけどね、今年6月に今入札の予定で準備をさせていただいているというふうに理解したんですけども、それは入札が、今回はもう、3回目は今度こそということで、入札の枠を広げるとか、そういう工夫をされたと。今回、補正が出ておりますが、この補正が生きてくるのは、今回の入札で反映できるのかどうか。もうなんか2回も流れてるので、で

きるだけ6月にもう一発で決まっていたけると、とてもうれしいと思うんですけど、ちょっと今の御説明では何だかよく分かんなかったんですけどね、もう1回、その辺を教えてください。

○日域委員長 係長。

○安岡土木課課長補佐兼工務係長 土木課工務係長の安岡です。

細川委員の港町排水ポンプ場の廃止の関連について、土木課のほうで現在の予定等を御説明させていただければと思います。

先ほど、細川委員もおっしゃられたように、小方のまちづくりの主要な道路として位置づけられている市道として、港町3号線になります。ポンプ場の撤去後には、今あるポンプ場の海側のほうが新しく交差点になるような形状が考えられます。その交差点の必要と思われる用地の一部等を昨年度、一応約100平方メートルなんですけど、道路用地として買収等をさせていただいております。

それと、今年度は、現在、国道2号から港町のポンプ場に向けて、その市道港町3号線の地下に既存の排水路があるんですけど、それらの調査を今年度実施しているところです。

土木課のほうとしても、小方排水区の整備完了後、早期に事業着手できるように、それまでにできること、設計等考えられるんですけど、それらについては事前に準備を行って、事業に遅れが生じないような調整は行っていきたいと考えているところです。

以上です。

○日域委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 上下水道局下水道係長の讚井と申します。

先ほどのし尿の関係の、今、補正をかけた後の動きというところなんですけれども、全体の事業といたしましては、以前もちょっとお話ししたように、令和7年度から仮供用というか、着手を目指してはおります。

今回の補正との絡みなんですけれども、現状契約というか、日本下水道事業団に、この事業については協定を結んで事業を進めていただいているわけなんですけれども、今、向こうの状況ですと、3回目の今回の公告が、なかなか不調・不落になる可能性が極めて高いという状況でございまして、この3回目の最低金額の入札業者、または2回目には、いらっしゃったので、その公告の最低金額の業者に随意契約による工事契約というのをちょっと今、検討されております。

よって、今回補正が通りましたら、その金額でまた協定の変更を行って、その金額が妥当かどうかというのは、ちょっと見極めないといけないんですけど、早めの準備という形にはなっているんですけど、この3回目の結果を基に、ちょっとうまくいくかどうか分からないんですけど、早期の契約に向けて、今度は随意契約という形になるかもしれないんですけど、そういう形の進め方を今やっただいている状況です。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 港町のポンプ場については、ぜひよろしく願いいたします。

今のちょっと、なかなか事業団のほうにお願いしているということもあって、動きに関

しては、ストレートに動けないというのがいろいろあるのかなとは思いますが、難しい面もあるかと思いますが、密に協議をしながら、スケジュール的には早くと思うんですけど、だけど、ちょっと金額的にはかなり大きくなるので、その辺も努力をしていたらと思います。

今心配しているのは、物が何でもかんでも値上がりしてますので、ほかの工事の状況がどうなのかなというのを心配してまして、全体的にやっぱり今年も土木課はじめ、上下水道局も随分工事を抱えておられますが、やっぱり、全体として相当上がってきているということなのか、その辺を印象で結構ですので、私どももちょっと覚悟しておかないといけない部分もあるのかなと思いますので、全体的な今の動きを教えていただければ、うれしいです。

○日域委員長 部長。

○山本建設部長 全体的な動きでございますが、先ほど少し話してましたけど、人手不足であったりとか、それから、働き方改革、例えば、作業所での事務的な改善、そういったところが、全部積み上げになってきたり、具体的に言ったら、きれいなトイレとか、そういったところなんです。時間外も減らす、土日も休むといったところで、どうしても経費がかかります。それと一般的な資材の高騰というところがありますから、令和5年度予算は、今、適切な金額というところで予算化されてますが、場合によっては、不足ということもゼロではないと、全国的な流れというふうに感じております。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

原田委員。

○原田委員 1つお聞きしたいんですけども、先ほど岩のお話が出まして、岩があることによって、事業費がかさむということが今回ありましたけれども、この岩というか、地盤の問題というのは、非常に今回イレギュラーなことだったのか、もしくはほかにもあり得るようなことなのか。今後、小方の雨水排水函渠の工事であるとか、港町ポンプ場の撤去とか、ひいては小方のまちづくりが、今後、この岩の問題とか、地盤の問題というのは、また起こり得る問題なのか、想定しておかなくてはならない問題なのかということを、このあたりのちょっと影響が分かりましたら教えてください。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 今回の小方雨水排水函渠整備工事に当たっては、施工区間で2カ所のボーリング調査をやって、その調査結果を基に施工箇所の地盤の状態、固いとか軟らかいとか、地下水がどの辺にあるかというのを想定していたわけなんですけど、実際に土留め工といって、掘削による周辺地盤の崩落を防止する目的で矢板を打つわけなんですけども、それを施工しようと思うと、当初想定していなかった地中の転石であるとか、岩盤等が出てきまして、施工することが困難になったということでございます。

こういった転石等を地中の中で破碎しながら工事をするんですけど、特殊な機械を用いて施工していく必要があるということ。あと、周辺地盤に影響を与えないように地盤改良を行う必要もあって、今回の額になってます。

今後、施工するに当たっては、たくさんボーリング調査をすると、より精度は上がるんですけども、1カ所やるのにすごいお金がかかりますので、やっぱりある程度の箇所数で想定をしていくということになります。

今後やっていくに当たっては、事前に簡易な調査をしながら、施工ができるか、矢板が打てるかというのは調査しながらやっていくようになるかと思えます。

以上です。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 このあたりの地盤がそうということではなくて、どこにもあり得るような可能性があるということによろしいですかね。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 場所によって、岩があるとか、土が軟らかいというのはありますので、やっぱり、ある程度の構造物をつくる時には、事前に調査して、土質がどうか、施工ができるかというのを判断していくということになるかと思えます。どこでもあり得ることでございまして、今言いましたように施工規模によって、そういった地盤調査をして、施工していくということになります。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

50分に若干足りないんですけども、休憩を入れたいと思えます。よろしく願いいたします。

10時47分 休憩

11時07分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続いて、委員会を開きます。

続きまして、日程第4、令和5年陳情第1号事業系ごみ処理に係る陳情を議題といたします。

本件は、3月定例会からの継続審査となります。既に執行部からも御意見・情報提供等をいただいておりますが、新たに付け加えることがあれば、お願いしたいと思えます。

部長。

○中村市民生活部長 それでは、資料のほうを提出させていただいておりますので、資料につきまして、その概要について担当課長のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 環境整備課長の外谷です。

それでは、提出させていただいております、事業ごみ処理料金値上げに係るこれまでの説明の経緯と今後の予定というものについて御説明申し上げます。

経緯からでございます。平成29年8月に、大竹市廃棄物減量等推進審議会に、現行の大竹市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、諮問しているところでございます。

審議会の中でいろいろ審議をしていただいた中で、平成30年1月に大竹商工会議所のほうから、ごみ処理料金の値上げについて段階的な運用をお願いしたいという要望書が市に提出されております。その要望書をどう取り扱うかということをもた審議会の中で検討していただいた結果、平成30年5月に審議会から事業ごみに係るごみ処理手数料の見直しを含む基本計画の見直しについての答申を受けて、基本計画を策定したところでございます。

平成30年6月28日に生活環境委員協議会のほうで、この基本計画の概要について説明して、事業ごみの処理手数料の改定及び徴収方法の変更については、平成32年4月からの実施を目指すということで御説明させていただいているところです。

そこから御承知のとおり、新型コロナの影響等もございまして、平成32年4月からというところも含めて、見直しの部分につきましては、ちょっと見送っていたところでございます。

改めまして、国のほうも経済活動とかも再開していこうという動きが令和4年度になって始まりましたので、ちょっと遅れて令和4年9月からでございますけれども、大竹市の清掃事業協議会という団体に対して、事業ごみの改定について方針等の説明を行わせていただきました。

ここからにつきましては、前回の3月の生活環境委員会でも御説明させていただいておりますとおりになります。

その1月後の10月に清掃事業協議会のほうから、改定に対して特には反対はしないんですけども、ただ1年先延ばして、令和6年4月からにできないかという依頼がございました。

改めて、スケジュール等も考えて、内部で協議の結果、改正時期につきましては、この時点で令和6年4月にして、その代わり議会のほうには、令和5年3月に提案しようということで調整をしたところです。

その次の月、12月に一般廃棄物処理業許可業者、これは先ほどの協議会の加入業者も含みますけれども、こちらのほうに改めて、処理手数料改定に係る方針等の説明と意見聴取を実施させていただきました。

協議の結果、業者のほうの相手の契約との準備期間等もあるということで、改めて改定につきましては、令和6年4月からを予定するというところで、ここでも、令和5年3月議

会で議会に説明させていただくということをお伝えさせていただいたところです。

それを踏まえて、商工会議所のほうに清掃事業協議会の意見、それから、市の改定方針等の説明を行わせていただきました。

会議所のほうから、先ほどの一般廃棄物処理基本計画の策定の際に、要望書が提出されたということもありまして事前説明に伺いさせていただいたということと、今後、排出事業者のほうへ説明に入りたいということで協力していただけないかということをお伝えしたところです。

その翌日には会議所のほうからは、説明のほうは市の方でやってほしいという回答がありました。それで、こちらのほうで業者への案内とか、そういうようなのを含めてどうしていこうかと、また、議会のほうにもどうやって説明しようかというところで話し合っている間に、ちょっと時間のほうが過ぎてしまったということもありまして、改めて1月25日に今回の改正議案を3月に出すのはちょっと厳しいかなということで、この時点では、年度が明けて、6月または9月議会で提案しようということで話し合いをさせていただいたところです。

それを踏まえて、議会のほうでちょっと説明させていただこうといろいろ協議してたんですが、2月9日に会議所のほうから、改めて負担軽減と段階的な運用をお願いしたいということで、市と市議会のほうに陳情書が提出されました。

それらを踏まえて、生活環境委員会のほうで協議させていただくということになりましたのでこちらのほうとしても、ちょっと排出事業者のほうにどういうふうに説明をしていくのかということと、それまでに業者の中には一部、3月で提案させていただきますというのが、これがまだちょっと整理ができてないという状況でありましたので、いろいろ議会の皆さんのほうにも、ちょっと混乱が生じたということもありまして、3月のときに改めて説明させていただいて、ちょっとおわびさせていただいたところでございます。

内容等につきましては、まだ業者のほうにもちょっと聞いてないということでしたので、継続審議ということで、お聞きしております。

改めまして、今後の予定なんですけど、実際に業者のほうに説明させていただくにしても、データとかそういったものがこちらのほうもちょっと整備ができてなかったということもありましたので、許可業者にも協力いただいて、御案内先等の調整がようやく、つきましたので、業者のほうには、一応説明会をさせていただくという御案内をさせていただいているところでございます。

今後の予定ということで、一応7月13日と14日に、アゼリア大竹の2階の研修室をお借りして、こちらのほうで説明会をさせていただこうというふうに考えております。

それから、業者の意見等も踏まえまして、改めて一般廃棄物の許可業者のほうに報告して、それから、どのような形で進めていくかというのを協議させていただこうと思っております。

その説明会と協議の結果を踏まえまして、9月ぐらいになろうかと思いますが、生活環境委員協議会等で御説明させていただければというふうに考えております。その後、改正議案の審議をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

改定につきましては、今のところ、令和6年4月ということで進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対して確認したいことなどありましたら、質疑をお願いいたします。

本件に関して発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。

細川委員。

○細川委員 説明ありがとうございます。

事業所ごみって何かというのは、よく私たちも分かってないところがあるんですけども、今の説明では、排出業者に対しては、これから説明をするということで、この4月、5月、6月の3カ月間は特に大きな動きはなかったということで、ちょっと判断材料に困るところであります。

それとはちょっと別なんですけど教えていただきたいんですが、一般的に事業系ごみイコール一般排出物収集運搬許可業者が持ち込むごみと理解していいのかなんですけどね。そういう理解になると、今、家庭から粗大ごみの戸別収集をやってますけども、自分で持っていけない人とかは、一般廃棄物収集運搬業者をお願いしていただければ、じゃなくて、何だっけ、サイズによってお金を払って外に出しておけば、市が委託契約してるところがどこかよく分かんないんですけど、そこが収集に来ていただけると。だから、一般の家庭は、そのシールを貼るのか、お金を払いましたよという証拠を大型ごみに貼っておくんでしょけども、そしたら、そこに収集業者が取りに来てくれて、最終的には収集業者が、センターに持って行っていただけたらと思うんですけどね、そういうごみは、今回値上げの対象になっている事業系ごみになるのかどうか、教えてください。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 すいません、ごみの収集に関してはいろいろなやり方があるので、委員のほうもちょっと迷ってるというふうにはお聞きしてるところですが、まず、粗大ごみの戸別収集について御説明させていただきます。先ほども、委員のほうからもお話がありましたので、ちょっと重複するかもしれませんが、改めて確認ということで御説明させていただきます。

市のほうでは、たんす、ベッド、机などの粗大ごみ、これを自らリサイクルセンターに持ち込むことができない場合、センターのほうに予約していただいて、市のほうが委託した業者に自宅まで収集に伺う制度を設けております。収集は平日の金曜日に行って、市内を巡回して順番に収集しているところでございます。収集につきましては、予約の申し込みをした日の翌週以降の金曜日ということでございます。

1日の収集受入数が、15件までということですので、また、あらかじめ収集車がちょっと乗り入れできる場所までしか取りに行けないので、場所によって利用者の方で、粗大ごみを持ち出していただくという必要がございます。

また、収集車への積込みができないもっと大きなごみ、例えば、長さが2メートルを超



える場合とか、そういった場合につきましては収集できないということになっております。

さらに1世帯で1日の収集件数が、一応最大で5点までということでございますので、粗大ごみの数が多いとか、そういった場合には収集できないので、個別にこの場合は一般廃棄物の収集運搬業許可業者のほうにお願いしていただくという必要がございます。

収集につきましては、こちらは有料でやらせていただいています。

ごみ処理手数料につきましては、先ほどもおっしゃられましたように、粗大ごみの縦、横、高さのうち、最も長い辺で算定しているということでございます。

実際に予約を受け付けた場合、センターから納付書を送付させていただきます。収集日の前日までに市内の金融機関、これは、郵便局を除く金融機関で納付していただいて、納付書の3枚面にシールがございまして、そのシール式の領収書を粗大ごみに貼っていただきます。それを委託業者が確認した上で収集しているというものでございます。

これら一連のものにつきましては、ごみ収集カレンダーの20ページと21ページに記載しておりますので、改めて御確認いただけたらと思います。

市が委託する粗大ごみの戸別収集を御利用の場合は、実際、利用者本人にはセンターで自ら持ち込んでいただく場合よりは、ちょっと多めに負担していただくこととなりますが、実際、これ市の委託事業なので、収集業者に事業ごみとして改めて処理するというものではございません。

粗大ごみの数が多いとか、または大きいなど、戸別の収集では、ちょっと対応ができないといった場合には、先ほども申し上げましたとおり、直接利用者の方が、許可業者にお願いしていただくようになります。

この場合に取扱料金とかは、許可業者との相談になろうかと思うのですが、許可業者が戸別に請け負ったその粗大ごみについては、センターに持ち込まれる場合には、これは事業ごみとして処理手数料を徴収させていただいているというところでございます。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 丁寧な説明ありがとうございました。

私が聞きたかったのは、市が委託して取りに来ていただける戸別収集ができる範囲の、ベッドが1つとか、学習机が1つとかいうのをお金を払って取りに来てくださいと。この場合は、事業者ごみにはならないということですよ。これ収集して運んでいくときに、そういった戸別収集のごみと、ほかから集めた、いわゆる排出業者から集めた一般のごみが一緒になるということはないわけですよ。もう予約で、きっちり今日はこれとこれとこれだけというふうにやってるので混ざることはないということですよ。はい、分かりました。

ありがとうございます。

○日域委員長 他にございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 先ほど説明していただいたので何となくは分かったんですが、ホームページに書いてある、その3辺の長さを合計した金額、これ戸別に出しても、家庭ごみから事業ご

みにはならない。でも、直接業者に電話して、一般家庭ごみを捨ててもらったら、事業者ごみになる。

このホームページに書いてある、市を通したら、事業系ごみにならないのか、直接電話したら、事業系ごみになるのか、この辺のちょっと違い。ホームページには、収集を希望する粗大ごみの数が多いなど、戸別収集が利用できない場合は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する方法となりますと。市を通して依頼した場合は、家庭ごみで済むのか、市を通さず、いや私はもう業者を知ってるんで直接した場合は、事業者ごみになるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 基本的に家庭ごみは、指定ごみ袋に入れていただいて、各地区のごみステーションに出していただいていると思うんですけども、それは市の委託業者が順次回収して回っております。

それを例えば、利用者の方が直接業者のほうに、自分のところのごみを処理してくれと言って依頼された場合は、それは、業者との契約になりますので、それに基づいて業者が回収して、センターのほうに持ち込まれた場合には、事業ごみという扱いをしております。

ちょっと難しいところが、例えばシルバーのふれあい戸別収集というのをやっていますけども、こちらのほうは、市のほうが業務委託をさせていただいて、申し込まれる方は、ちょっと条件がありますけども、介護保険の方とか、ちょっとごみ出しが難しい方がいらっしゃるんですが、そういった方について市のほうが認定した分につきましては、週に2回ほど、戸別に行っていただいて、シルバーのほうに回収してもらってますけど、この分については市が委託している業務なので、それは事業ごみとしては扱いません。ただし、例えば、利用者が家の掃除をしていて、大量にごみが出たということになった場合にこれどうしたらいいのかといった場合、大抵、業者をお願いしてくださいというふうにこちらのほうでも依頼させていただくんですけど、その場合は、改めて業者と契約していただいて、処理していただくということになるので、この分については事業ごみという扱いをさせていただきます。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

ホームページの最後にかかれていた2行の対応を使うと事業ごみになるということですよ。でも、その事業ごみになるということがホームページには、ちょっと書いてなかったような気がしたんです。僕の見落とししかも分かりませんが。

ちょっと聞きたいことがあり過ぎて、ちょっとこんがらがってするんですけど、3月議会に提出されて生活環境委員会に付託された中で、同僚議員が質問したかと思うんですが、段階的な値上げは、無理なのかというところをちょっと聞きたい。平成30年にも、要望書が出たときも、丁寧な説明をお願いしますと。あと、急激な値上げではなく、段階的という言葉が使われてます。今回も段階的で丁寧な説明をお願いします。丁寧な説明という部分で言えば、6年間説明がなかったと私は聞いてますし、今のこの表も説明がなかったよう

に思います。そこはクリアできてないのかなど。段階的というところ、段階的がなぜできないのか、そこをちょっと詳しく教えていただければ。

コロナ明けで、今すぐちょっと上げるようなイメージなんですね。せめてもう1年待ってくれないだろうかとか、多分、せめてもう2年待ってくれないだろうかという思いでの陳情書なのかと思ったので、ちょっとお聞きさせてください。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 前回もちょっと触れさせていただいたと思いますが、改めて考え方を示させていただきますと、まず、今の基本計画の中に、重点施策として、広域処理と、それから、事業ごみの改定というのがあります。

広域処理につきましては、御承知のとおり廿日市市と今、広域でやらせていただいておりますので、これは、今実施していると、もう1つが事業ごみの改定、これができてないということで、改めてこちらのほうに組みませてもらいたいということで話をさせていただいています。

段階的な、というところで、実際に一般廃棄物の処理の基本計画では、広島県内でのごみ処理に係る原価といいますか、その部分でいくと、大体半分以下ぐらい、40%ぐらいが平均になるということと書いてあります。そうした場合に、大体240円ぐらい、それと比べて、今、大竹市のほうは100円ということで、それから、なおかつ近隣の和木町とか、岩国市とか、廿日市市のほうは150円になってるということで、一気にそこまで上げるのは、ちょっと厳しいが、せめて近隣並みぐらいにはさせたいということで、こちらのほうとしては、そこが段階的に上げさせていただくというような捉まえ方をしているところでございます。

先ほどもちょっと期限の部分についておっしゃられましたけども、実際に、去年ちょっと考えていたのは、令和5年4月からの改定ということだったんですが、実際、こちらのほうが、清掃事業協議会のほうにちょっと話を持ちかけさせていただいて、そこから話を進めさせていただいたのが、秋口からだったものですから、ちょっと時間的なものもかかっているということもあって、改めてもう1年延ばさせていただくということで話をさせていただいてるところでございます。

実際に平成32年4月というのも、当時の審議会のほうでも、一応そのときの答申では、早期に、という表現だけ使われていて、実際にいつからという答申は出てなくて、最終的に計画の中で、市のほうが平成32年4月からを目指すという表現をさせていただいてます。

その理由としては、やはり先ほどもちょっとおっしゃられました、排出業者のほうに説明の期間と、それから、当時は指定袋というのも導入も検討しようという形になってましたので、そういったものの導入の期間とかを含めて、平成32年4月からということで決められていたように聞いてます。

今回は、そこからさらに2年経過して、なおかつ、令和6年4月ということで、延ばさせていただいてるということで、そこで一応要望にはお答えできてるんじゃないかなということ、今考えさせていただいてるところでございます。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。まず、150円にすることが段階的というのは、ちょっと衝撃的だったんですけども、質問たくさんあるんですけど、ちょっとあまり質問してもあれなのでちょっと聞きます。

令和5年7月に説明会を予定しております。どれぐらいの方を呼ばれるのでしょうか。実際に家庭ごみが事業者ごみになるというのは、一般市民にもそれは周知しなければいけない。実際100円が150円になる。市民は自分の家から出たごみが事業者ごみになるなんて、これっぽっちも多分思っていないと思うんですよ。どの辺の方が、排出業者だけなのか、やっぱり市民の方も取り入れた説明会をしないといけないのかなと思います。

先ほども待ったと、この時期だという説明もありましたが、やっぱり説明が今までなかったというのは、事業者からしたら突然なんですよね。市は、一応答申なり何やら出て、令和2年度に上げますよという説明しながら、今まで待ったというものもすごくよく分かるんですけども、コロナが来た今、突然、去年の年末ですか、説明があったと。もう多分慌てたんだと思います。説明もなく突然上げられると。なのでちょっと急な、この陳情書になってるんだと思いますが、ちょっとその辺を。

その辺の事業者のこの陳情書を提出して、先ほどは、ちょっと待ったんだという説明がありましたが、令和6年4月からというふうに予定が書いてありますが、それを令和7年4月からになる予定、考えはありますか。最後にお聞かせください。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 まず、御案内させていただく排出業者なんですけど、許可業者と、ちょっとやり取りさせていただく中で、現在、334社の予定でございます。これもあくまでも許可業者が自分のところで契約されている情報を提供いただいて調整したものなので、当然漏れてる場合もありますから、この分については、一応、広報等で説明会を開かせていただきますよというのをお知らせするように今、準備しています。一応7月号に載る予定でございます。改めて御確認いただけたらと思います。

それから、実際に今おっしゃられたように、市民の方でもさっきの大量ごみとか出た場合は、業者をお願いするという場合もあるので、その場合は事業ごみになりますよといったことで、市民向けにも説明したほうがいいのではないかと御意見があったんですけども、実際に清掃事業協議会のほうでもそういった説明があったほうがいいのではないかと御意見があったんですけど、かえって、一般市民の方にすると、その事業ごみではなくて、家庭ごみも上がるのではないかと、そっちのほうで、ちょっと混乱が生じるのではないかなというちょっと懸念もあって、まずは事業者のほうに説明をさせていただこうというふうに考えてます。

実際には、ホームページとかでもちょっと読み取りにくかったという御意見もあったので、そこら辺のお知らせの仕方とかも考えさせていただきたいというふうに思います。

最後、改定時期についてなんですけども、これは実際にちょっと説明に入らせていただいて、そこの中で御意見等があれば、内部でも検討させていただきようになろうかと思

ますが、現在、市の方針としては、一応これまで控えさせていただいてるし、実際周りのほうも150円でありますし、広域でやっている廿日市市のほうも150円なのに、大竹市がずっと100円ということになると、逆に向こうのごみがちょっとこちらのほうに入ってくるという懸念もあるということですので、こちら辺は是正をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 今回の陳情書の陳情項目の一番下ですよ、小規模、零細事業者の経営負担軽減を図るものとして、市内の経済状況を加味し、実情に沿ったとあるんですが、私ら、これ判断する上で市内の経済状況を市のほうがどのように把握して分析しておられるのかというのも判断材料なんですけど、大きいところではなくて、今回、陳情項目にある小規模零細事業者の状況はいかがでしょうか。どういうふうに見ておられますか。

あと、スケジュール表、今日説明していただきました。すごい分かりやすくまとめてくださってるので、幾つか疑問が起こったんですけど、7月に説明会の開催を予定して下さっていると、これはすごいありがたいな、大切なことだなと思います。ただ、この説明会どういう雰囲気になりますかね、こういう陳情が出ている場面で。会議とか、説明会、報告会をするときは、一応頭の中でこういった感じになるだろうな、こういう雰囲気になるだろうな、こういう意見が出るだろうなというのは想定して行われていると思うんですけど、会の雰囲気、この説明会の雰囲気、どういうイメージしておられるか。

それから、この定例会で、この陳情そのものが採択された場合と不採択になった場合と、説明の内容はがらっと変わってくると思うんですよ。私たちの判断がどれぐらい市のほうで認めていただけるのかは置いて、どういう違いが出てきますかね。

3点、お願いします。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 すいません、なかなかちょっとお答えしにくいところもあるんですが、実際に今回の陳情で、小規模の業者、それから、零細業者に対して配慮といいますか、そういった項目があるんですけども、実際に我々が日常業務でやってる中で、直接意見をお聞きしたケースはないので、今回の説明会でお越しいただいて、そこで御意見を伺いたいというふうに考えているところでございます。

それから、説明会のイメージということですけども、最初は、何でこれ改定するのと、当然そのいきさつから御説明させていただくということになろうかと思えます。それを踏まえて、今、大竹市の現状がこういう状況で、こういうふうに変えたいというところの説明をさせていただきたいというふうに考えています。

大体、あまり長く説明しても、ちょっと皆さんも難しいところもあるかと思うので、そこをちょっと簡単にできれば説明したいというふうに考えているところでございます。一応、パワーポイントというほどではございませんけども、そういった資料をめくりながら、説明させていただきたいというふうに考えております。

それから、議会のほうで採択と不採択の際にどうなのかという御質問があったんですが、ちょっとその部分については、まだ何もこちらのほうとしては言えないんですけども、実際に我々のほうとしては、一応基本計画があって、その中でこういう方針で臨んでいきますというのを出している以上、それに向けて執行していきたいというふうに考えてます。その中で、150円に上げさせていただくというところが残ってますので、その部分について説明させていただきたいというふうに考えてます。

先ほども、委員からもお話がありましたとおり、もう1年延ばすことはできないのかとか、そういった、ちょっと御意見が出れば、内部での協議をさせていただくようになろうかとは思いますが、基本的な話は、令和6年4月改定を目指しますというのは説明させていただきたいというふうに考えております。

ちょっと回答になってないかもしれませんが、すみません、以上です。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

最初のところの小規模零細事業者の状況、これは今のお話だと、7月に集まったときに伺うというふうに受け止めたんですが、それでよろしかったですか。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 はい、申し訳ありません。本当なら、もうちょっと早めにさせていただいて、そこで意見を伺いたいというふうに考えてたんですが、ちょっと御案内が遅くなったので、この時期になってしまうんですけども、そこでお聞きしたいというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

原田委員。

○原田委員 2つほどちょっと質問させていただきます。

市民の方に説明すると、家庭ごみが値上げするのではないかと誤解を受けかねないという話でした。もう1つ、事業系ごみと家庭用ごみ、話を聞いてると、ごみそのもので分けるのではなくて、出し方によって、事業系か家庭用かということが決まるんだと、そういうようなことを先ほど、同僚委員のほうからも話がありました。知らない方、たくさんいらっしゃると思いますし、業者の方に説明したり、事業系のごみを出される方に御説明して納得していただくことも大事なんですけど、市民の方にこういうのを理解してもらうということを考えると、少し時間が必要なのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

もう1つ、現状でも本市のほうの方が安いわけですから、これがほかの周辺の市町村から、そういうごみが入ってるのではないかなと思われるようなことが実際にあるんでしょうか。この2つ、お願いします。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 すいません。委員が指摘されますとおり、市民向けに対しての説明というのはどうしたらいいのかとかというお声は、ちょっといただいているとこなんですけど、最初ちょっとこちらのほうでも事業系のごみということで、事業者向けだけ、想定

してたというのもありまして、改めてそういった意見が出たので、どういった形で市民向けに対して、今回のごみの分が、手数料が上がることによってどう変わるのかという説明の仕方については、ちょっと検討させてくださいという形でお答えさせていただいてます。例えば、自治会を通して、皆さんのほうにそういったチラシとか、そういうのを配ったらどうかという御意見もあったんですけども、そこまではやると、ちょっと仰々しくなったりするので、最初は、自治会とか、また、公衆衛生推進員とか、そういった美化活動に携わっている方と意見を交換したりとか、そういったことを踏まえた上で、ちょっと何か考えられないかなとは思ってます。現状、どうなんだと言われたら、ちょっとこれというのがないので、一応考えさせていただきたいというふうに思ってます。

それから、周辺市町からの持ち込みというのはどうなんだということなんですが、実際に事業ごみに対して調査まではしてないんですけども、ちょっと話がそれですけど、家庭系のごみに関していうと、やはり今、活動が活発になってきたということもあって、結構、他市町の袋でごみステーションに出されるということもあって、地域の方から、ちょっと困ってるといった御相談も受けたりしてます。

そういうので、実際には、事業系のごみも入ってる可能性も否定はできないんですが、ちょっとそこまでの調査ができてないという状況でございます。

以上です。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 一般の方への説明なんですけれども、例えば、今、収集業者が関わってる方にチラシなどでお知らせするとか、普通、事業系ごみとして出すというのは、ほとんどないと思うんですね。恒常的に出す方というのはあまりいらっしゃらないと。10キログラムあたり50円の値上げですから、その辺は利用されるときに説明をさせていただくということでもある程度理解していただけるのではないかと。毎日20キログラム出すとか、そういう人はいらっしゃらないと思うんで、そのときそのときの説明でも十分足りるのではないかなというふうには思ってます。ただ、結構使われる場面が多い方については、何らかの手法で、そういったお知らせをできるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 こういう問題というのは、やはりその周辺の市町の関わりも大きいと思います。

先ほど言われてましたように、やっぱり50円安いということで周辺からそういうごみが持ち込まれるということは大いにあり得るかなと思いますので、将来的には、そういうふうに金額を横並びにするというのは大事なのではないかなと思うんですけど、今の市民向けの説明であるとか、事業者からすると、急な話だったというようなこともありましたし、拙速な結論を出すというよりは、もう1年議論しても十分それでも皆さんが納得していただける形でやるのが一番よいのかなとは思うんですが、これはすみません、私はそう思うので、少し時間をかけてやるというのも1つの方法ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○日域委員長 市長。

○入山市長 ごみの処理につきましては、皆さん方の大きな税金を使わせていただいて、処理をしております。要するに市民の皆さんの御負担なんです。これをごみを出される方が、個別に負担をしていただくというやり方、少しの金額でございます。10キログラム50円上がっても、御家庭ではほとんど関係がないぐらいの金額なものでございます。集める業者の方はそこ契約しますので、負担部分は増えようかと思えますけど、それほど大きな金額にならないということ、その辺もぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

トータルで考えると、市の皆さん方の税金を大きく使わせていただいているということ、そのことはぜひ御認識をいただきたいというふうに思います。

そして、事業系のごみにつきましては、一般家庭ではほとんどまず、事業系のごみは出てこないということ、そのことをぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。一般廃棄物でございますので、市の袋に詰めていただければ、その努力さえしていただければ、ほとんどそれで解決するんだろうというふうに思いますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 ないようなので、これにて、執行部への確認等を終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様の見解を求めます。

継続審査の意見がございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査の意見が出た場合は、先に継続審査について、採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査の意見がなかった場合、または継続審査が否決された場合に行うこととなりますので、よろしくお願いたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、継続審査の御意見はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 継続審査にすべきだというふうに思いました。今日、いろいろ執行部から説明いただいて、9月でも間に合うんだろうということと、7月の説明会というので意見を聞きたいというふうな強い思いを感じましたので、それを待ってから判断してもよろしいのではないかなというふうに思いました。9月に議案が出るとしたら、それまでの私たち議会の蓄積として、これまでのこの陳情審査というのは大いに役に立つんだろうと思います。以上です。

○日域委員長 ただいま皆様から意見をいただきましたが、閉会中の継続審査の意見もございましたので、まずは、継続審査について起立採決を行います。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○日域委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

続きまして、日程第5、令和5年陳情第2号フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装



についてを議題といたします。

本件についても、3月定例会からの継続審査となります。既に執行部からも御意見・情報提供等をいただいておりますが、新たに付け加えることがあれば、お願いいたします。

部長。

○中村市民生活部長 本陳情につきましては、フェリー無料乗船券についてと、それから、島民居住地の周辺市道の舗装について、2点ございましたけど、いずれについても追加の事項はございませんので、よろしく願いいたします。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対して、確認したいこと等ありましたら、質疑をお願いいたします。

藤川委員。

○藤川委員 すいません、お願いします。

阿多田島は離島ですよ、不便であるというのと、あと、騒音被害、どこよりも大竹市の中で受けている、重々分かった上で質問させていただきます。

職員の方も離島である不便さというのが分かっているからこそ、今、ぱっと思いつくものを言いますので、ほかにあったら教えていただきたいんですが、70歳以上に到達している方、48枚の無料券と介護保険サービスを受けている方、また、付き添いの方が1名、あと、学生と妊産婦、あと、最近では未就学児のいる世帯の保護者を対象としたフェリー一代の助成をやっていただいておりますが、ほかに何かありましたかね、この助成なり、無料化してるものが、本市の助成で。

○日域委員長 部長。

○佐伯総務部長 はい、今おっしゃられたもので全てであると考えております。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。この陳情書、48枚を72枚にしてほしい、あと、70歳以下の区民も同様であり、高齢家族の付添いに出かける人も、小・中学校の父母、参観日や学校行事出席等があります、プラス島民全員を配布対象にと。なかなかちょっと島民対象というのは、僕の中では厳しいのかなという気持ちもあります。実際に採択したいのは本当すごい気持ちはあるんですね。やっぱり離島という厳しさ、もう出たいときにも出れない。中山間地だと、出たいときに車ありますし、タクシーも呼べます。でも、阿多田島は出たいときにも船しかないんですよ。そういうのはすごい重々分かってるんですが、先日の新造船をつくっていただいたり、いろいろありまして、さすがにちょっと全員というのは厳しいのかなと。

ちょっと市のお考えをお聞きしたいんですが、途中であるこの高齢者家族の付添いと、小学校、子育て世代ですよ、小・中学校の父母に対しての助成というのは、今後お考えなどがあるのか、お願いします。

○日域委員長 部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 高齢者家族の付添いのほうをお答えさせていただきます

す。

現在、介護サービスを使われる方であれば、付添いができるということですから、それ以外の方であれば、御自身で出かけられるんだらうなというのは基本にございます。そういうこともありますので、今のところ、増やす予定はございません。

○日域委員長 教育長。

○小西教育長 学校行事等ですよね、そのあたりでの保護者の方への対応ということでございますが、そのあたりはこちらのほうでは考えておりません。実際もやっておりません。以上です。

○日域委員長 部長。

○佐伯総務部長 阿多田島の方への助成の考え方ではございますが、やはり阿多田島以外の地域の方との、ちょっと平等性といったところもあります。先ほどの介護を使われている方、例えば栗谷であっても、ヘルパーさんは、特にお金を負担することなく来ていただけたら、もちろん介護の費用はありますが、それ以外の負担はないと。ただ、阿多田島の場合は、フェリー代がかかることによって、営業エリアから外れているとか、そういった不平等さがあるといった、そういったところを解消するという意味合いで制度を設けたところもあります。先ほど参観日の話もありましたけれども、では、栗谷の方が参観日に出るときには、ちょっとバス代はどうするかといったところの話と、ちょっと整合を図る必要があるんだらうなと思います。

ちょっと限られた財源をどういうふうに活用していくかという考え方の中での制度化をしておりますので、そういった意味合いで、島民の方全員にフェリー代を無料という考え方は、今のところは、持ち合わせておりません。

以上でございます。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

以前も私、48枚の利用券の余ったのを使われる方に平等に分けたらいいのではないかみたいなのをちょっと言ったときに、やっぱり、続けていく限りある財源、続けていけないのではないという答弁いただいたことを思い出しました。

今、御答弁いただいた高齢者の付添い、また、介護保険もらっている人は出している。じゃあ介護等が、障害者手帳なり持ってない方は1人で出かけられるのではないかと。確かにそのとおりですよ。小学校も、教育長の答弁に考えていないと。でも、やっぱり本当に離島なんです。離島という、なかなか住んでみないと分からない状態ですよ。今日出たい。でも、船がないと出れないんですよ。それを考慮して、最後にもう一回、ちょっと聞かせてください。

子育て世代には、ぜひ助成、もうちょっとしていただきたいと思います。小・中学生のお子様を病院に連れていかれるときに保護者の方もついていかれます。せめて、その保護者の方でも、ちょっと助成をしていただけるようなお考え、ありますでしょうか。

○日域委員長 部長。

○佐伯総務部長 財源の関係でお答えをいたします。

今、考えがあるかどうかと言われれば、ちょっと正直に申せば、ちょっと今のところは考えてはいるところではあるんですが、再編交付金に代わる空母艦載機交付金が支給されることになったとか、そういった財源等の確保のめどがついて、人をどうするかという考えの中で、可能性としてはあり得るかなとは思っておりますが、ちょっと端的に今考えがあるかと言われれば、ちょっと持ち合わせてはおりません。

以上でございます。

○日域委員長 他にございませんか。

議長。

○賀屋委員 ちょっと1点だけ。今、財源の話が部長がされているんですけども、再編交付金に代わる空母艦載機部隊特別交付金というのは、15年間延長されることが決まっております。昨日も基地議連の総会でそのことも確認をされております。

ということで、今、この財源を年間、今48枚が、例えば72枚になったとしても、じゃあ、何千万円要するのかという。何十万円の話ではないですか。そのあたりは全く、財源のことを盾にそんなことは考えられませんかと言うたら、阿多田島の方は怒るのではないですか。そのあたり、もう少し柔軟に考えて、阿多田島で特に騒音被害を受けて、迷惑をかけて、そこへ住み続けることによって、再編交付金や新たな交付金をもらえているわけですから、その配慮というのをもう少し考えた答弁でお願いしたいと思います。

以上です。何かあれば。

○日域委員長 市長。

○入山市長 阿多田島の方の御意見は、いろいろな御意見がございます。阿多田島だけ特別扱いしてくれるなよと、大竹市民よと言う方も多くいらっしゃいます。特別なことをされることについては、阿多田島という特別扱いというのは迷惑という方は多くいらっしゃいます。

冷静に考えて、いわゆる艦載機の被害ということは、大竹市民全体が被っているわけでございます。ただ音だけのことでなく、全体的な不安が毎日のように市民にかかっているわけです。それを国の政策を認めながら、大竹市民全体が認めているわけで、大竹市に出ているわけで、阿多田島にだけ出ているわけではないということ、そのことはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、阿多田島の方には、もちろん特別ないろんな形での配慮が必要な部分は、今までも先輩方、大きなお金を使い、阿多田島にいろんな形で投資をされてきておりますので、そのことはこれからも配慮しながらも、気をつけながらもやりながら、特別な扱いということではなくて、冷静に判断をしながら、投資をしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 これにて、執行部への確認等を終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて委員の皆様の見解を求めます。

継続審査の見解がございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査の意見が出た場合は、先に継続審査について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査の意見がなかった場合、または継続審査が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、継続審査の御意見はございますか。

北地委員。

○北地委員 いろいろ御意見出たところではございますけども、執行部も大変いろいろ考慮しながら財源措置もしているわけではございまして、阿多田島の皆様の気持ちも大変よく分かるところではございますけども、先ほど市長が述べられたように、市全体で予算配分も考えていかないといけないと、特別扱いはというようなお言葉もありました。

そういう中で、もう少し時間をかけて、市内の公共交通のあり方とか、そういう料金体系とか、そういうのも検討していけばいいのではないかと思ひまして、もう少し時間をかけて、こういった点、研究していったらどうかと思います。執行部とともに考えていけたらいいと思ひまして、もう少し時間をいただくということで継続にしたらどうかと思ひしております。

以上です。

○日域委員長 ただいま、閉会中の継続審査の御意見が出ましたので、まずは継続審査について、起立採決を行います。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○日域委員長 起立多数と認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

12時05分 閉会